

第18回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月18日(月)午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第18回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。成立しておりますので総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 遠藤委員、5番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告がありませんので、このまま議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

番号1につきましては耕作人を変更するための解約となります。新しい耕作人につきましては議案第2号の議題となります。番号2につきましては農地を交換するための解約となります。議案第1号の議題となっております。

以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書3ページからご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

番号1の農地と番号2の農地の交換となります。別紙資料の4ページに現場位置図を掲載してありますが、まず道路を挟んで山崎さんの農地と権田さんの農地がありますが、どちらもそれぞれ飛び地があり、それを今回交換したい、

とのことです。

農地法第3条第2項第5号の面積規定についてですが、番号1については譲受人の権田さんが30アール以上の自作地を持っているため農地の取得が可能です。

番号2については、譲受人の山崎さんの自作地が30アール未満であるため、面積規定に抵触します。ただし、第3条第2項の但し書きには、「政令で定める相当の事由があるときは、この限りではない」とあります。農地法施行令第2条第3項によると「その位置、面積、形状から見てこれに隣接する農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供しているものが権利を取得すること」となっております。番号2の取得地は山崎さんの元々の農地と隣接をしており、一体として利用することが妥当であると判断できるため、取得が可能であると考えます。

以上になります。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

議 長 交換前はどのように耕作していたのか。

事務局 口約束で交換し、耕作をしていました。

権 田 ここは私の地元の集落ですが、今回ほ場整備が入る箇所です。農地の面積によって拋出金が変わってくるため、今回の交換に至ったと考えます。
推進委員

議 長 どうせほ場整備をするのであれば、このままにしておいてもよかったのではないか。

事務局 ほ場整備の前にどうしても整理をしたい、という希望がありまして、申請をされました。

議 長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 以上で議案第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について説明します。議案書9ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規7件、一部新規の案件2件、再設定19件転貸6件の申請がありました。なお、新規7件のうち、1件が耕作人変更となっております。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長

この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長

全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成31年2月18日

議長

印

議事録署名委員

1 番

⑩

議事録署名委員

5 番

⑩